

くまもと露地野菜シェア拡大支援事業のうち、実需者ニーズ型生産体制構築支援実施要領

（趣旨）

第1条 くまもと露地野菜シェア拡大支援事業のうち、実需者ニーズ型生産体制構築支援（以下「本事業」という）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第2条 本事業では、ライフスタイルの変化による加工・業務用野菜の需要拡大等への対応を図り、加工・業務用に適した品種や機械化体系への転換などを支援し、実需者ニーズに対応した生産体制の構築に資することを目的とする。

（事業の内容）

第3条 本事業の内容は、別表1のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。

（事業実施計画の承認申請）

第4条 要項第3条の事業実施計画承認申請は、別に知事が定める期日までに提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請に添付する事業実施計画書の様式は、別記第1号様式とする。

（事業実施計画の変更承認申請）

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用するものとする。

（補助金交付申請及び実績報告）

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書、要項第8号第2項の事業変更計画書、要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は別記第1号様式を準用するものとする。

（関係書類の閲覧）

第7条 知事は、必要に応じて、補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

（雑則）

第8条 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月30日から施行する。